

# 【津山市観光協会公式ホームページ制作業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和6年5月

公益社団法人津山市観光協会

## 【津山市観光協会公式ホームページ制作業務】 企画提案実施要領

### 1. 趣旨

令和6年9月28日(土)から開催予定の「森の芸術祭 晴れの国・岡山」及び2025年「大阪・関西万博」に向けた、津山市観光協会の公式ホームページをリニューアルすることとする。このホームページを通じて本市の情報を提供することにより、本市の魅力を向上させ、全国にまちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

### 2. 業務の概要

(1) 業務名称

津山市観光協会公式ホームページ制作業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日(金)まで

(4) 提案見積上限額(消費税及び地方消費税額を含む)

金3,327,500円(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。後述する「提案価格書(様式4)」を提出する際の総金額(税込)は上記提案見積上限額を超えてはならない。

(5) 支払条件 完了後支払い

(6) 実施方式 公募型プロポーザル

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 公式ホームページ制作の実績があり、かつ2(4)で示した規模相当の実績があること。

(2) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(3) 法人格を有していること。

### 4. スケジュール

令和6年5月17日(金) 公募開始

令和6年5月22日(水) 午後5時:質問提出締切

令和6年5月24日(金) 予 定:質問への回答

令和6年5月30日(木) 午後5時:企画提案書等の提出締切

令和6年6月 3日(月) 午後5時:審査(書類及びプレゼンテーション審査)開催案内

- 令和6年6月10日（月） 予 定：審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施  
 令和6年6月12日（水） 予 定：審査（書類及びプレゼンテーション審査）結果通知

## 5. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

| No. | 提示書類                  |
|-----|-----------------------|
| 1   | 企画提案実施要領（本書）          |
| 2   | 参加申込書 兼 誓約書（様式1）      |
| 3   | 企画提案書表紙（様式2）          |
| 4   | 営業実績書（様式3）            |
| 5   | 提案価格書（様式4）            |
| 6   | 業務協力契約予定書（様式5）        |
| 7   | 質問書兼意見書（様式6）          |
| 8   | 委任状（様式7）              |
| 9   | 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8） |
| 10  | 採点基準表（別紙1）            |
| 11  | 仕様書                   |

## 6. 質問・回答

- (1) 提出方法 「質問書兼意見書（様式6）」により電子メールで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和6年5月22日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 津山市観光協会の電子メール  
[info@tsuyamakan.jp](mailto:info@tsuyamakan.jp)
- (4) 回答方法 津山市公式観光サイト「つやま小旅」へ掲載
- (5) 回答日時 令和6年5月24日（金）予定

## 7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

| No. | 提出書類                  | 区分     | 部数 |
|-----|-----------------------|--------|----|
| 1   | 参加申込書 兼 誓約書（様式1）      | 必須     | 1部 |
| 2   | 営業実績書（様式3）            | 必須     | 1部 |
| 3   | 委任状（様式7）              | 必要に応じて | 1部 |
| 4   | 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8） | 必須     | 1部 |

|    |                                                           |    |     |
|----|-----------------------------------------------------------|----|-----|
| 5  | 登記事項証明書（現在事項証明）の写し                                        | 必須 | 1部  |
| 6  | 企画提案書（上記2件の提案を含む）<br>表紙：「企画提案書（様式2）」1部のみ押印<br>本編：任意様式 10部 | 必須 | 10部 |
| 7  | 企画提案書に関する参考資料<br>任意の書式で【参考】と明示                            | 任意 | 10部 |
| 8  | これまでに携わったホームページ制作関係資料                                     | 任意 | 10部 |
| 9  | 提案価格書（様式4）                                                | 必須 | 1部  |
| 10 | 業務協力契約予定書（様式5）                                            | 任意 | 1部  |

☆本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

☆企画提案書本編のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、ヘッダーやフッターなどに御社の社名を記入しないこと

(2) 提出方法 提出書類を津山市観光協会へ郵送（書留又は簡易書留）又は持参すること。

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

(3) 提出期限 令和6年5月30日（木）午後5時必着

(4) 提案書の内容

a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。

b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている項目の提案を行うこと。

(5) 応募事業者多数の場合は、書類等により審査を行い、上位の3事業者程度を選定の上、プレゼンテーションを実施する。審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせ、審査結果に関する異議申し立てには応じない。選考の結果は、6月3日（月）に電子メールにて通知を行う。

## 8. 審査（書類及びプレゼンテーション）

実施日 令和6年6月10日（月）を予定

※詳細は電子メールにて通知を行う。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと

②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 15分

質疑 10分

※その他、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間に5分を予定している。

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大3名までとする。

機器等 企画提案ヒアリングを行うにあたり、以下の機器は、本会にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

①プロジェクター

②スクリーン

③プロジェクター用コード

## 9. 審査及び選考

### (1) 審査・選考方法

「津山市観光協会公式ホームページ制作業務事業者選考審査委員会」(以下、審査委員会)で別紙1 採点基準表を基に審査を行い、総得点が高い者から順位付けをし、最も高い者を最優秀提案者とする。最高得点を取得したものが複数となった場合は、企画提案書の内容で、採点基準表の「2. 企画提案力」について、最も高い提案者を最優秀提案者とし、それでもなお同点の場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の最優秀提案者として選定する。

ただし、最低基準点(総得点が満点の60%)を超える者だけを特定の対象とする。

なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

### (2) 最優秀提案者

審査委員会にて選考された最優秀提案者には、津山市観光協会(以降本協会とする)と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、本協会は最優秀提案者と協議が調わない場合、次点者と協議を行うことがある。

### (3) 審査結果に対するいかなる異議も申し立てることはできない。

### (4) 受託事業者

受託事業者は、本協会と契約を締結し、受託業務を実施する。

### (5) プロポーザルの中止

応募事業者がなかった場合には、このプロポーザルは中止する。

## 10. その他

### (1) 費用負担

説明会、企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

### (2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に本協会に届け出るものとする。

### (3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①最優秀提案者となった事業者の企画提案書等の著作権は、津山市観光協会に提出された企画提案書等の全部又は一部を本協会が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。

②本協会に提出された企画提案書等の所有権は、本協会に無償で移転するものとする。

### (4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で本協会に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作権と異なる場合には著作権者人格権を著作権者に行使させないものとする。

### (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

### (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、

通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 審査の結果については、電子メールにて公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

①最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

②評価順位及び点数（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する。点数については、項目ごとの評価点を公表する。）

③見積金額

企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

(8) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募

② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募

③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

④ 2通以上の書類提出がなされた応募

⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募

⑥ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑦ プレゼンテーションを欠席した場合

⑧ 見積上限額を超えた見積の応募

⑨ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募

(9) 参加申込書提出後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 1 1. 資料提出先

公益社団法人 津山市観光協会

〒708-0022 岡山県津山市山下97番1号（担当：岸本）

電話 0868-22-3310

メールアドレス [info@tsuyamakan.jp](mailto:info@tsuyamakan.jp)